

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月25日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

### 新潟県人事委員会規則第18-3号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（規則第18-1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（委員会に対する苦情相談）</p> <p><b>第2条</b>（略）</p> <p>2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求又は法第49条の2第1項に規定する<u>審査請求</u>に関する事案に係る問題について、苦情相談を行うことができない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（事案の処理）</p> <p><b>第3条</b>（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 事案に係る問題について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（規則第11-5号）第4条の規定による受理又は不利益処分についての<u>審査請求</u>に関する規則（規則第11-13号）第6条第1項の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>（委員会に対する苦情相談）</p> <p><b>第2条</b>（略）</p> <p>2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求又は法第49条の2第1項に規定する<u>不服申立て</u>に関する事案に係る問題について、苦情相談を行うことができない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（事案の処理）</p> <p><b>第3条</b>（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 事案に係る問題について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（規則第11-5号）第4条の規定による受理又は不利益処分についての<u>不服申立て</u>に関する規則（規則第11-13号）第6条第1項の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>

### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。